

斑点米カメムシ類臨時特例対策 国から示されている要件について補足

国の要件		岡山県の方考え方(補足)
1	斑点米カメムシ類の注意報が発出されている都道府県	岡山県は該当します。 【令和7年8月6日付け、斑点米カメムシ類注意報を発出】※
2	都道府県が推奨する回数の防除を行ったほ場に限る	岡山県が推奨する回数は <u>2回</u> です。 ※注意報に、「防除対策として2回必要」と記載しているため(粒剤1回は対象外)
3	都道府県が追加防除に関する指導を行った地区に限る	岡山県は全域を対象地区としています。 ※注意報に、「発生が多ければ、3回目の追加防除を2回目の防除から7日後に行う」ことを記載しているため
4	推奨防除後に都道府県等の防除水準を超える斑点米カメムシ類の生息が確認されたほ場に限る	3回目の追加防除前に、農業普及指導センターによる確認を実施します。 【追加防除をされる場合は必ず県へご相談ください。】
5	1集落もしくは概ね20ヘクタール以上のまとまった面積への一斉防除	実施計画書に地図等の添付を求め、防除対象地域のまとまりや、対象面積を確認します。 (ドローン、無人ヘリ等による一斉防除が対象)
6	収穫後に次期作に向けて斑点米カメムシ類低減のため、残渣のすきこみや畦畔の草刈り等の管理に取り組むこと	残渣のすき込み等について、助成対象者が責任をもって実施してください。 作業日誌や写真など証拠書類を残してください。

【その他】

助成対象者: 証拠書類の整理

- ・作業日誌
- ・追加防除を行ったことがわかる書類(農薬の購入記録、在庫管理表、防除委託を行った場合は領収書)